

#### 4. 短期的な財政計画(料金改定)の策定業務

##### 概要

水道事業は独立採算性が求められ、財源は水道料金が基本となります。適正な料金体系への改定を定期的実施することにより、健全な水道事業の運営につながります。料金算定期間は概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられています。

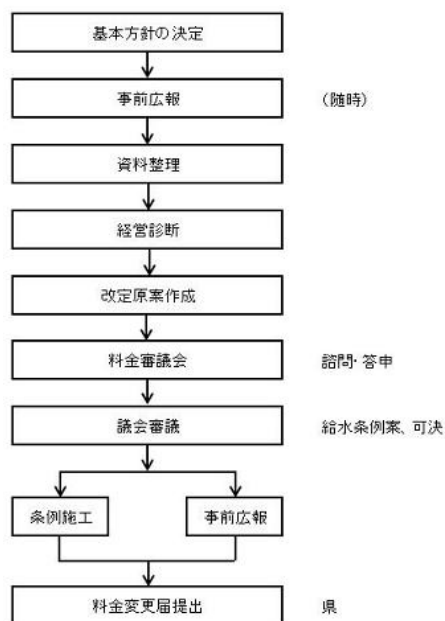
##### 業務実施のメリットや効果

- ① 経営の健全性を確保できます。
  - ② 事業の財源を確保できます。
  - ③ 水道審議会、議会などの説明資料となります。
- 
- ◆ 事業計画から財政計画までの一連の流れをシミュレーション可能です。
  - ◆ 簡易水道事業の統合を見据えた料金体系の検討が望まれます。
  - ◆ 今後の起債償還や減価償却費を見据えた無理のない事業計画の作成を支援します。

★料金が適正であるためには、下記の事項が必要とされます。

- ① 事業の能率的経営を前提とする原価が基礎となっていること
- ② 総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること
- ③ 料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価にもとづき算定されているものであること

##### 【水道料金改定事務の流れ】



## ★料金改定期期の判断

水道料金改定期期の判断の目安は次の通りです。

### ◆財政的なタイミング

- 1) 料金算定期間が満了したとき
- 2) 予算又は決算(見込み)が単年度で赤字になったとき
- 3) 累積欠損金が発生または発生する見込みのとき
- 4) 資金残高がマイナスになったとき
- 5) 受水費や支払利息など相当な費用増加が予想される時

### ◆政治的なタイミング

- 1) 市町村長または議員の選挙が終わって一定期間を経過したとき
- 2) 住民、議員等の要請を実現するために多額の費用が見込まれるとき
- 3) 近隣市町村で料金改定があったとき

### ◆その他

- 1) 簡易水道統合整備事業後
- 2) 施設の更新事業後

## ★事前広報

水道事業の経営状況を健全化するために料金を改定することであるため、水道使用者に対する料金改定に関する事前の広報は大変重要なものとなります。このため、広報等の紙面、水道使用量のお知らせ(検針票)の裏面などを使用して、水道事業の動向について積極的に広報しておく必要があります。尚、水道ビジョン等により、水道事業の実態について水道使用者に理解を求める手段も有効です。

事前広報としては、料金改定の理由が使用者の理解が得られやすく、水道の水質、水量、水圧面でのサービス向上性(メリット)に対する対価であることを示すことが望ましいと考えられます。

## ★料金審議会

料金を改定する場合、審議会を設置して改定原案をつめた上で議会に提出する方法と、審議会を設けずに事務局が作成した改定案を議会に提出する2つの方法がありますが、改定の理由や内容を町民各界の代表に理解してもらった上で、改正案をまとめ上げる審議会を経由する方法の方が、議会での理解が得られやすいメリットがあります。審議会は議会議員、学識経験者、水道使用者等により構成されます。

## ★審議会の開催

料金審議会は2～3回開催し、料金改定の答申については以下のような内容があります。

- ① 水道料金の改定率。過去の改定の経緯
- ② 改訂水道料金の算定期間
- ③ 料金改定の時期
- ④ 料金表
- ⑤ 事業実施計画
- ⑥ 水道事業者側の企業努力
- ⑦ 料金改定に伴うサービスの向上

## ★議会審議

審議会の答申が出たら、議会での審議を受けることになります。料金の改定案は条例改正により成立するため、条例改正案を作成し、それについての説明資料の作成を行います。料金改定はデリケートな案件なので、事前に議会や所管委員会に改訂の要旨を説明し理解を得ておくことも重要です。

## ★改正の広報

料金改正が議会で可決された後は、すみやかに使用者に通知する必要があります。広報の手段としては広報紙等が一般的です。料金改正については、ここでも改正理由とサービス向上を示す必要があるといえます。

## ★料金変更届

水道料金を変更した場合は、水道法第14条第2項により変更届の提出が義務付けられています。届出書には、料金の算出根拠および経営収支の概要を記載した書面をそえることとなっており、その様式は「水道法の施行について」(昭和32年12月27日 発衛第520号 事務次官通達)の様式第1に示されています。

【水道料金の算定（配賦原価の集計）】

		1ヶ月あたり										
		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	統計・集計 関係費	需要家 数		
総括原価 1,305,000千円	需要家費 30,000千円	統計・集計関係 11,000千円	34	34	34	34	34	34	34	統計・集計 関係費	需要家 数	
		量水器関係 19,000千円	52	62	72	106	1,006	1,208	1,651			量水器 関係費
	固定費 1,203,000千円	維持管理費 496,000千円		418	793	1,169	1,587	2,172	4,174	8,843	固定費	種 別
			減価償却費 459,000千円	503	889	1,275	1,807	3,211	5,412	10,627		
		支払利息 203,000千円	600	900	1,300	1,800	3,300	5,500	11,000	上記の補正	水 量 種 別	
		資産維持費 45,000千円	98.7円							固定的経費		
	変動費 72,000千円	6.9円							変動費	全 計		
		105.6円							計			
			110.0円							上記の補正		

(出典: 水道料金算定要領 / 日本水道協会)

(出典: 中小規模水道運営の実務 / 全国簡易水道協議会)

(出典: 簡易水道経営入門 / 全国簡易水道協議会)